

第2次川島町男女共同参画推進計画 (案)

(概要版)

川島町男女共同参画推進計画の概要

■第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨と背景
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

■第2章 川島町の男女共同参画にかかる現状

- 1 男女共同参画の認知度
- 2 女性の参画状況
- 3 家庭生活の状況
- 4 DVに対する意識の状況

■第3章 計画の基本理念と施策体系

- 1 基本理念
- 2 計画の体系
- 3 数値目標一覧

■第4章 計画の内容

基本目標1 男女が尊重される意識づくり

施策の基本的方向(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

施策の基本的方向(2) 男女平等を推進する教育・学習機会の充実

基本目標2 男女が共に参画する環境づくり

施策の基本的方向(1) 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

施策の基本的方向(2) 女性の政策・方針決定への参画

施策の基本的方向(3) 地域社会活動への参画促進

基本目標3 安心して暮らせる社会づくり

施策の基本的方向(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり（DV対策基本計画）

施策の基本的方向(2) 生涯を通じた健康づくり支援

■第5章 計画の推進

- 1 総合的な推進体制の整備
- 2 関係機関等との連携体制の構築

■第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

男女共同参画の推進は、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提である。

本町では、平成11年(1999)に男女共同参画に関する初めての推進計画となる「かわじままち男女共生プラン21～男女共同参画社会の実現をめざして～」を、平成23年(2011)に「川島町男女共同参画推進計画」を策定。

今回、国の男女共同参画基本計画（第5次）及び第6次川島町総合振興計画の策定に合わせ、新たに計画を策定する。

2 計画の位置付け

- ・男女共同参画社会基本法第14条第3項及び川島町男女共同参画のまちづくり条例第9条の規定に基づく計画
- ・第6次川島町総合振興計画ほか他部門の計画と整合を図った計画
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく基本計画（DV対策基本計画）
- ・町民の意見を反映させた町民参画の計画
- ・町民、事業者、関係機関等と連携して取り組む計画

3 計画の期間

令和3年（2021年）度から令和12年（2030年）度までの10年間とし、必要に応じて見直す。

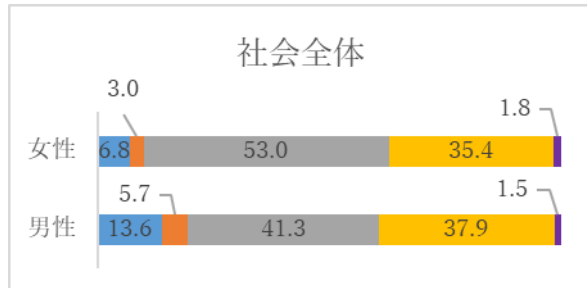
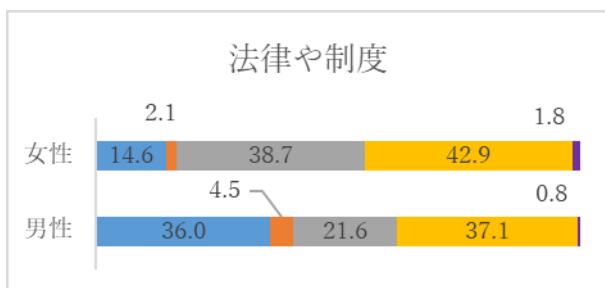
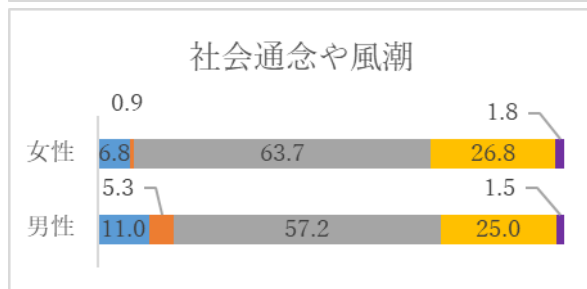
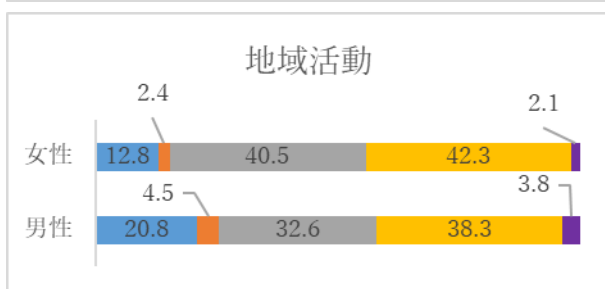
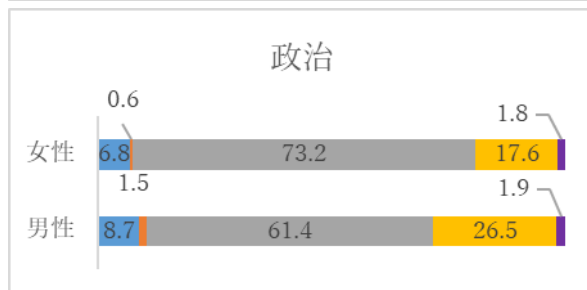
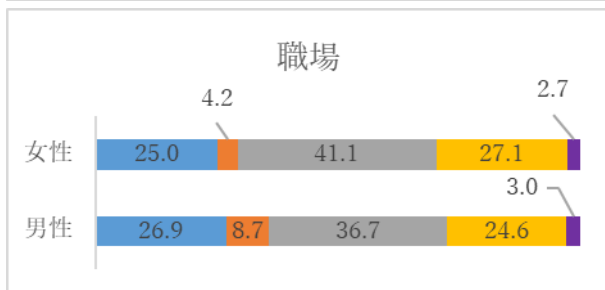
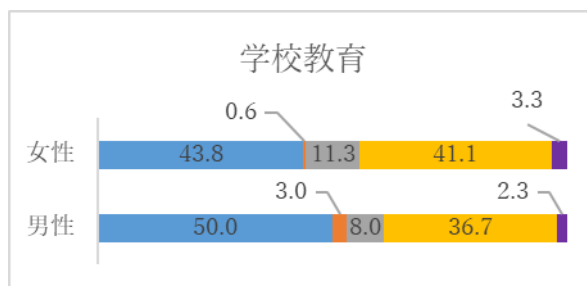
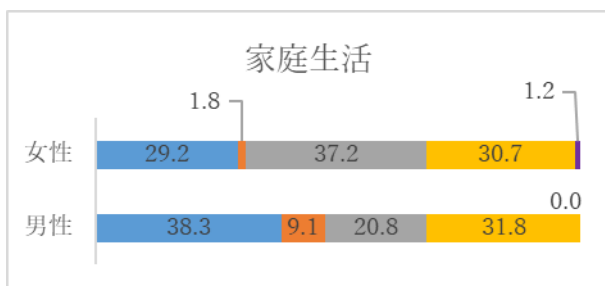
■第2章 男女共同参画にかかる川島町の現状

1 男女共同参画の認知度

住民意識調査の結果から、男女の地位の平等観を示す。

- ◆【政治】、【社会通念や風潮】、【社会全体】では、「平等になっている」の回答が男女共に2割以下となっています。
- ◆すべての分野において、男性の方が「平等になっている」の回答が高く、男女の平等についての意識の差がうかがえます。

■平等になっている ■女性の方が優遇されている ■男性の方が優遇されている
■どちらともいえない ■無回答 ※女性（n=336）・男性（n=264）



2 女性の参画状況

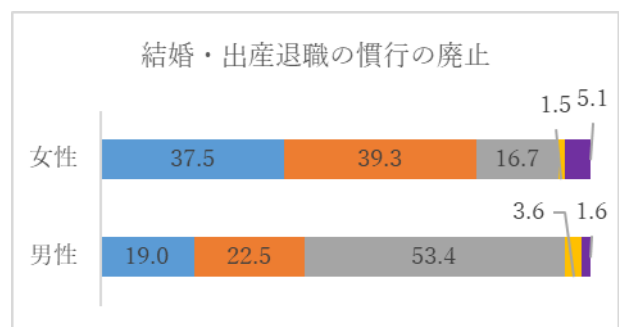
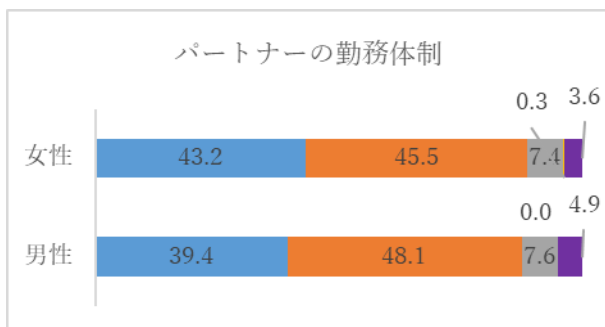
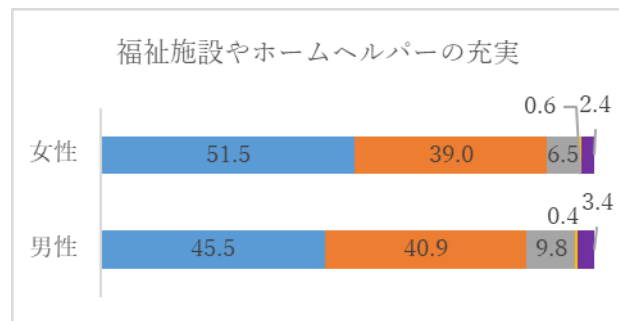
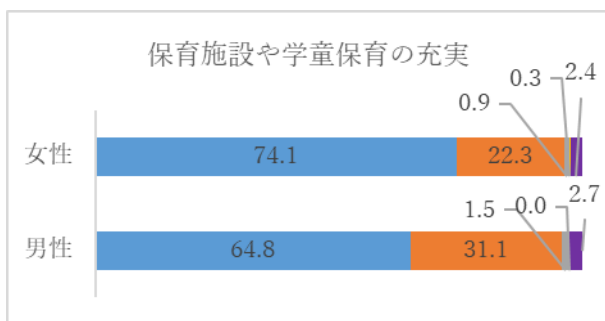
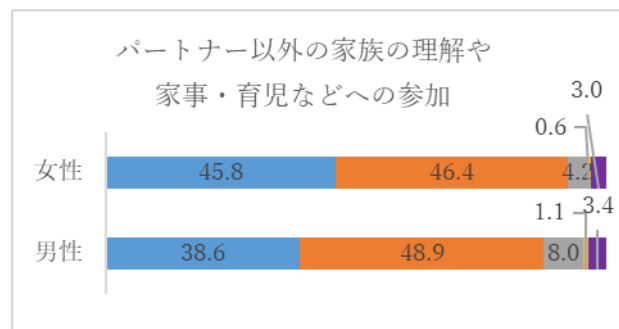
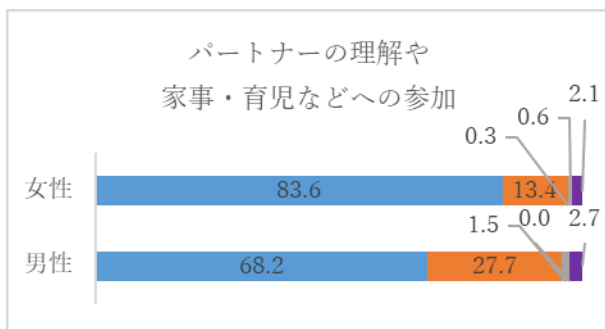
住民意識調査の結果から、女性が社会参画するために重要なことを示す。

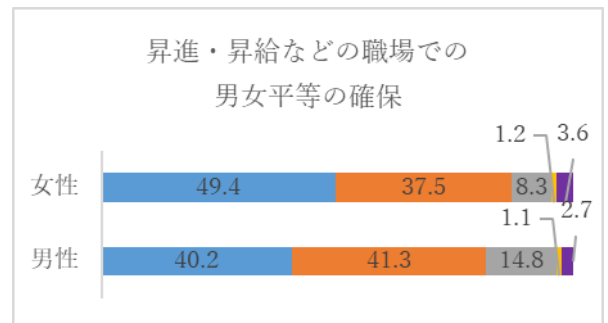
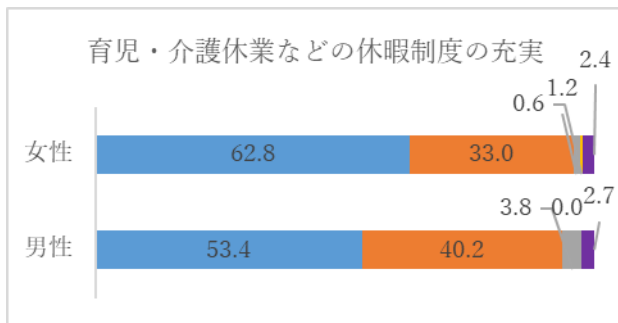
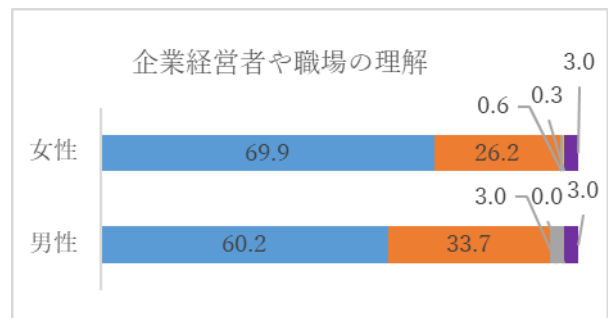
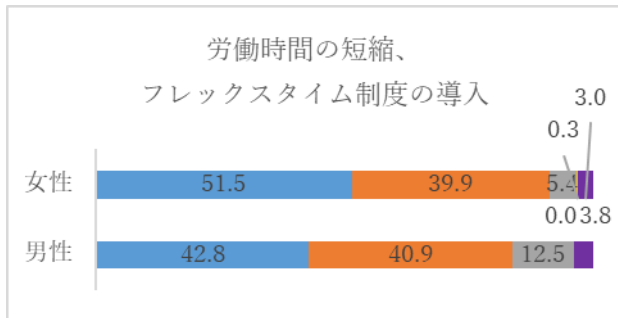
(1) 女性が結婚後、出産後も退職せずに働き続けるために重要なこと

◆退職せずに働き続けるために「とても重要」なことは、女性・男性ともに【パートナーの理解や家事・育児などへの参加】となっています。

■とても重要 ■重要 ■あまり重要でない
■まったく重要でない ■無回答

※女性 (n=336) ・男性 (n=264)



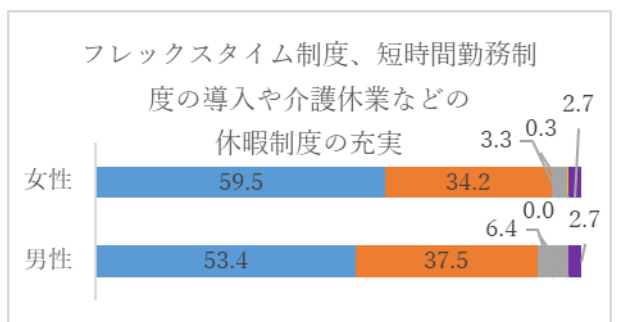
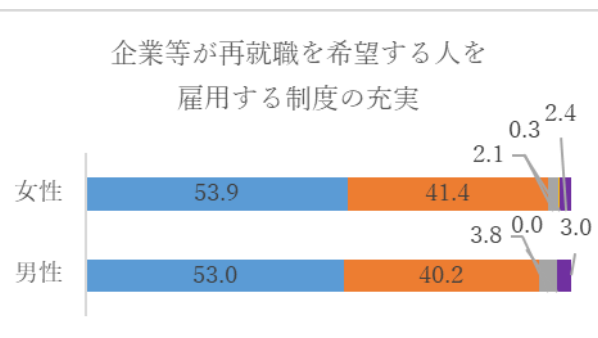
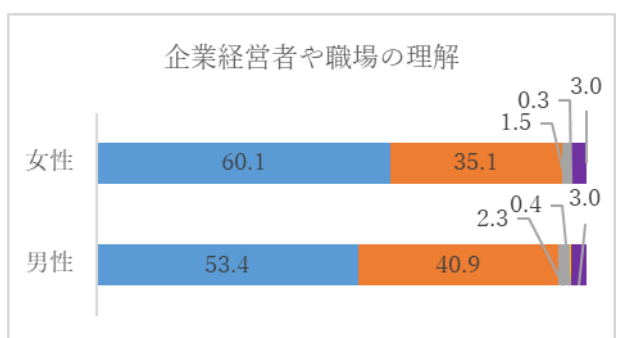
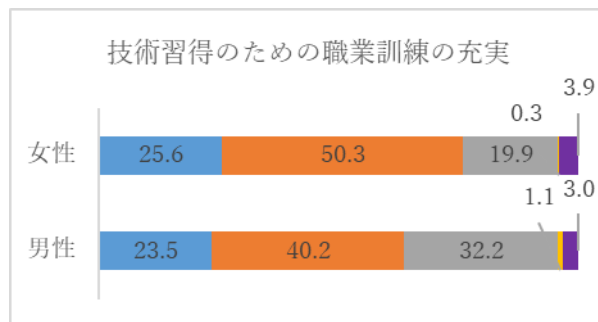
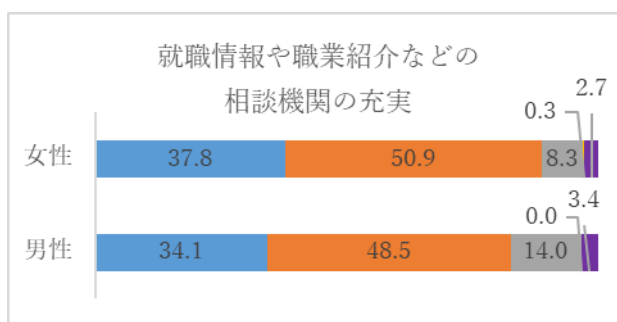
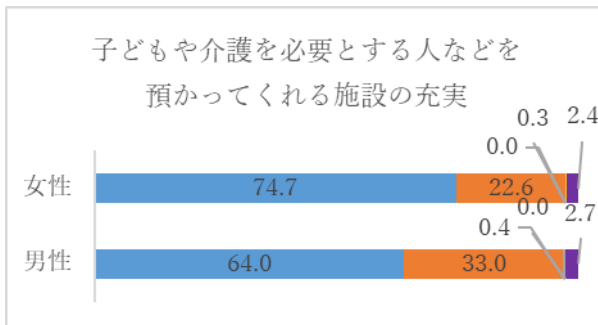
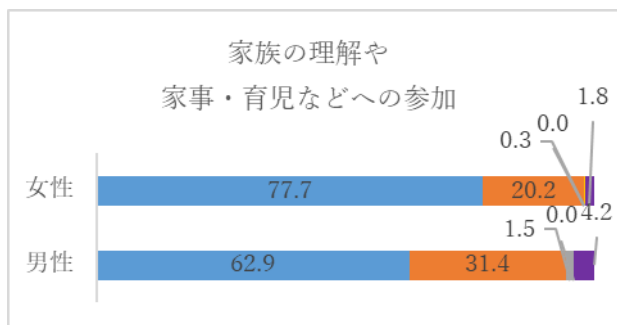


(2) 女性が結婚や出産のために退職し、その後再就職するために重要なこと

◆結婚・出産後に再就職するために「とても重要」なことは、女性・男性ともに【家族の理解や家事・育児などへの参加】、【子どもや介護を必要とする人などを預かってくれる施設の充実】となっています。

■とても重要 ■重要 ■あまり重要でない
■まったく重要でない ■無回答

※女性 (n=336) ・ 男性 (n=264)

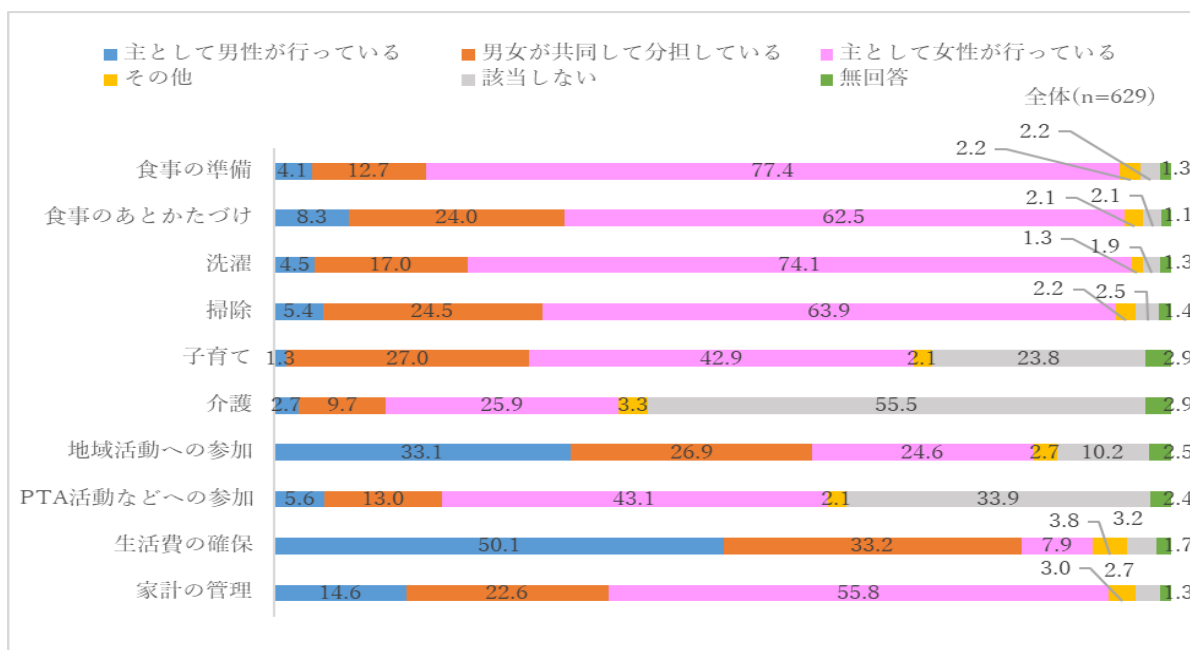


3 家庭生活の状況

住民意識調査の結果から、家庭生活における役割分担（現実・理想）を示す。

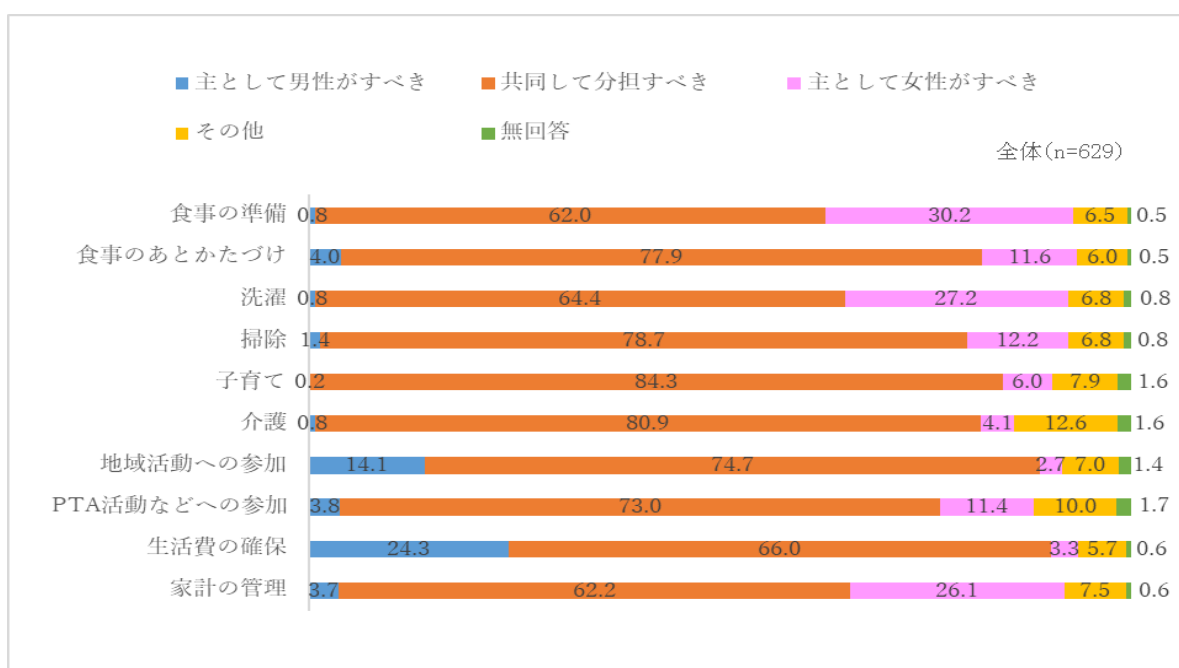
（１）家庭生活での役割分担＜現実＞

◆ 10の分野の家庭における役割分担について、【生活費の確保】は5割が「主として男性」が行っており、【食事の準備】、【食事のあとかたづけ】、【洗濯】、【掃除】は、6割以上が「主として女性」が行っています。



2 家庭生活での役割分担＜理想＞

◆ 10の分野において、「共同して分担すべき」が最も高くなっています。



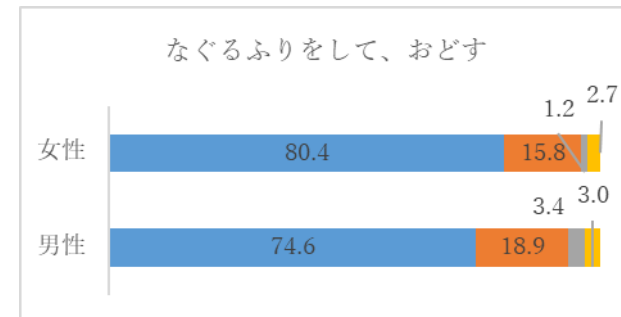
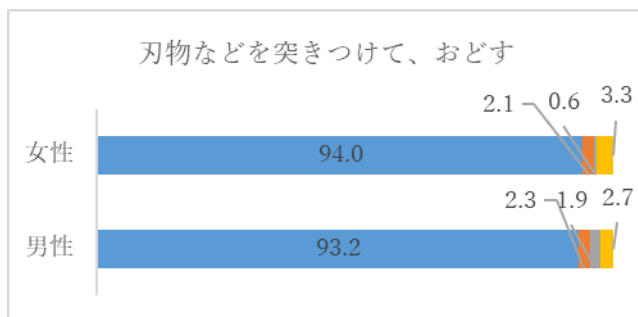
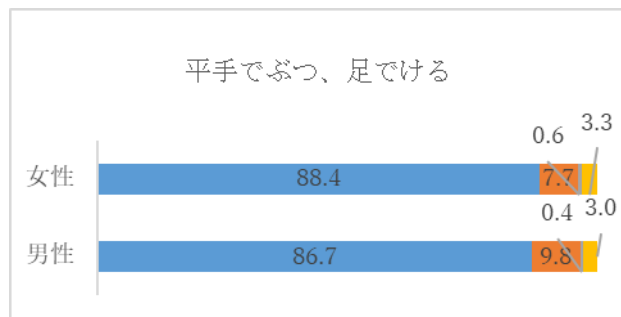
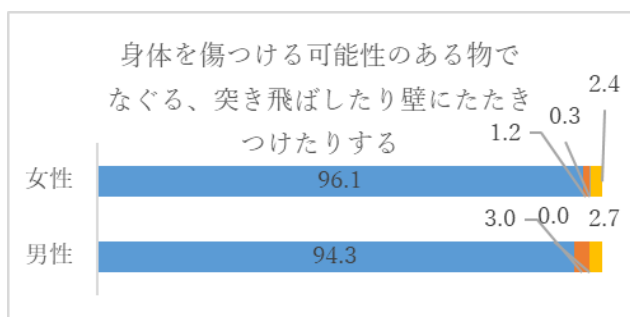
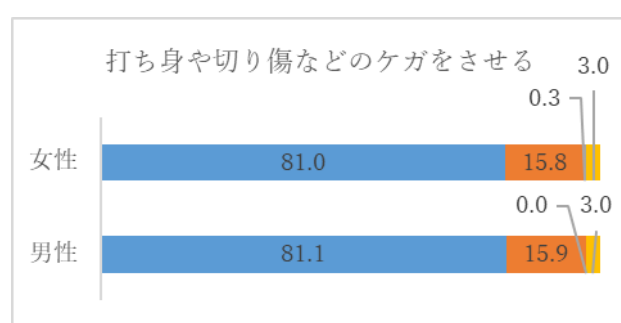
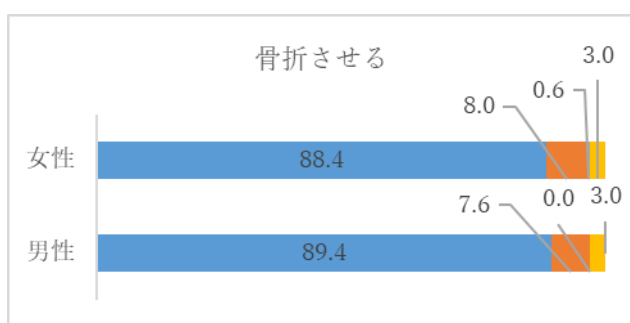
4 DVに対する意識の状況

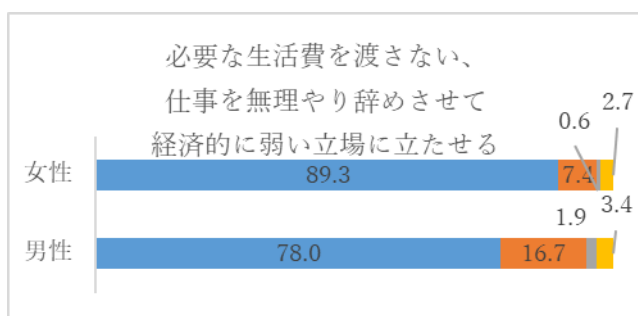
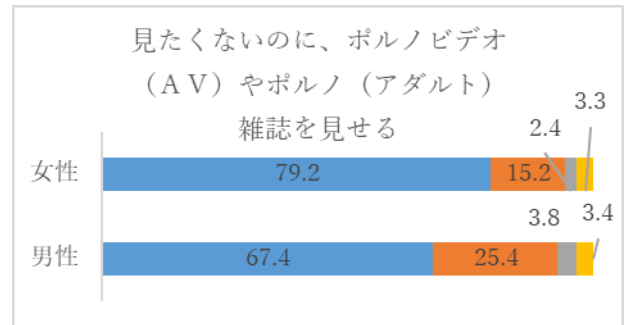
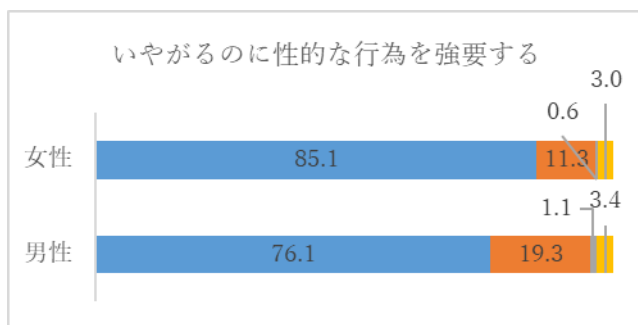
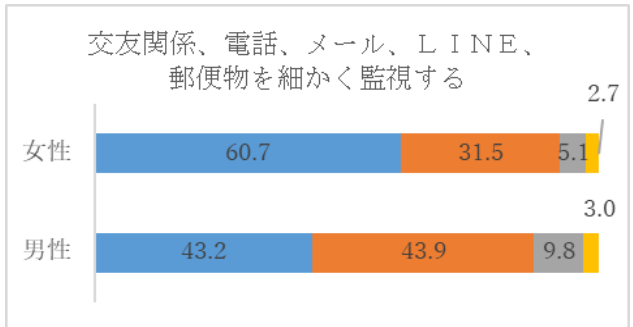
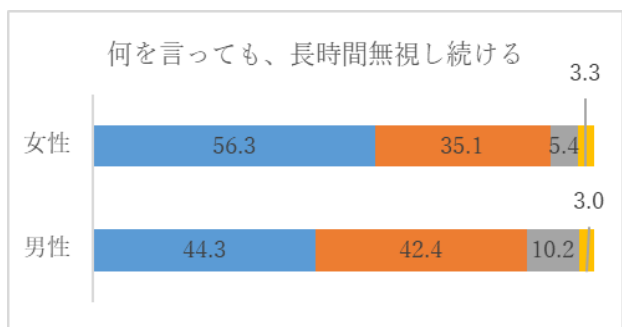
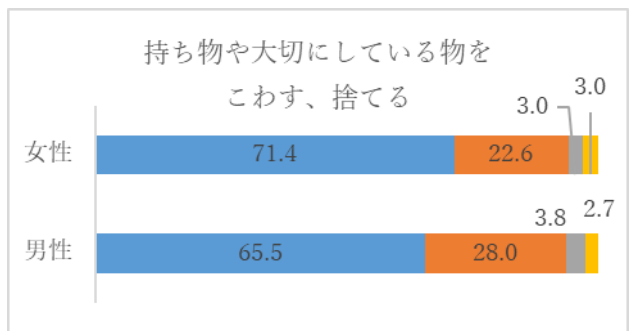
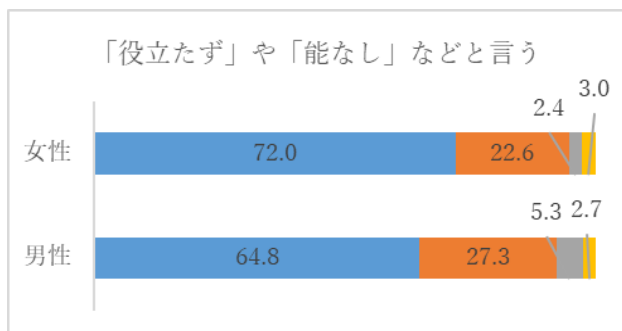
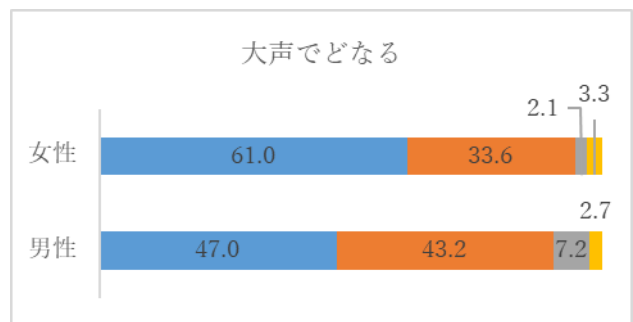
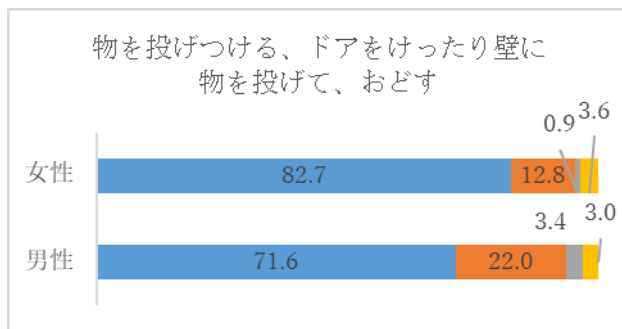
住民意識調査の結果から、暴力と認識される行為の状況を示す。

◆男女ともに身体に対する行為では、ほとんどの項目で「どんな場合でも暴力にあたる」が高く
なっています。

◆【大声でどなる】、【何を言っても長時間無視し続ける】、【見たくないのに、ポルノビデオ（A
V）やポルノ（アダルト）雑誌を見せる】、【必要な生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせ
て経済的に弱い立場に立たせる】では、女性のほうが10ポイント以上高く、暴力に対する認識
の差が大きくなっています。

■どんな場合でも暴力にあたる ■暴力にあたる場合もそうでない場合もある
■暴力にあたるとは思わない ■無回答 ※女性（n=336）・男性（n=264）





■第3章 計画の基本理念と施策体系

1 基本理念

この計画の基本理念は、「川島町男女共同参画によるまちづくり条例」第3条の規定により、次に掲げる6つである。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、町の政策又は事業所等における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として行うこと。
- (5) 男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、妊娠、出産等に関して男女が互いに理解を深め、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行うこと。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があるとの認識に立ち、国際的な協調の下に行うこと。

2 計画の体系

基本目標：3 施策の基本的方向：7 具体的施策：24

3 数値目標

第2次計画の数値目標を示す。

	No.	評価指標	前計画目標 (目標年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
		目標値、データの出典			
基本目標 1	1	固定的性別役割分担に同感しない人の割合	50%以上 (令和 2 年度)	49.4% (令和 2 年度)	60%以上 (令和 7 年度)
		男女共同参画に関する住民意識・実態調査			
基本目標 2	2	女性(25～44 歳)の就業率	70%以上 (令和 2 年度)	69.4% (平成 27 年度)	77% (令和 7 年度)
		国勢調査			
	3	町職員に占める管理的地位(管理職)にある女性の割合	-	14.3% (令和 2 年度)	17.5% (令和 7 年度)
		当該年度 4 月現在の数値			
基本目標 3	4	町の審議会等委員に占める女性の割合	40%以上 (令和 2 年度)	26.1% (令和 2 年度)	40%以上 (令和 7 年度)
		当該年度 4 月現在の数値			
	5	夫婦間における「突き飛ばす」「平手でぶつ」を暴力として認識する人の割合	100% (令和 2 年度)	92.7% [突き飛ばす] 85.2% [平手でぶつ] (令和 2 年度)	100% (令和 7 年度)
		男女共同参画に関する住民意識・実態調査			
基本目標 3	6	配偶者からの暴力の相談窓口を知っている人の割合	男女とも 70% (令和 2 年度)	34.5% [女性] 31.4% [男性] (令和 2 年度)	男女とも 70% (令和 7 年度)
		男女共同参画に関する住民意識・実態調査			
	7	乳がん検診、子宮頸部がん検診受診率	50% [乳がん] 50% [子宮頸部がん] (令和 2 年度)	23.9% [乳がん] 16.5% [子宮頸部がん] (平成 30 年度)	28.5% [乳がん] 30.8% [子宮頸部がん] (令和 5 年度)
		埼玉県がん検診結果統一集計結果報告書			

■第4章 計画の内容

基本目標1 男女が尊重される意識づくり

施策の基本的方向(1)▶ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画の形成に必要な法制度等の理解促進をすることが必要
- ・ 誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現のためには、固定概念にとらわれずに多様性を受け入れることが重要であり、社会全体として多様な性のあり方についての理解を深めることが必要

▶ 具体的施策① **職場・家庭・地域等における慣行の見直し**

- ・ 男女共同参画に関する調査等による実態把握(総務課)
- ・ 男女共同参画に関する情報や出版物の収集、提供(総務課)
- ・ 男女共同参画に関する法令、条例の周知(総務課)

▶ 具体的施策② **人権を尊重する意識啓発**

- ・ 人権に関する啓発資料の発行(総務課)
- ・ 人権に関する研修会等の開催(総務課)
- ・ 学校での人権教育の推進(教育総務課)

▶ 具体的施策③ **LGBTを含む性の多様性の尊重 【新規】**

- ・ 性的マイノリティへの町職員の理解促進(総務課)
- ・ 性的マイノリティへの理解促進のための啓発(総務課)

施策の基本的方向(2) ▶ 男女平等を推進する教育・学習機会の充実

- ・学校教育では、固定的な性別役割分担意識を解消し、お互いの人権を尊重し合った男女平等観の形成を促進することが必要
- ・一人ひとりが個性と能力を生かし、社会のあらゆる分野に参画していくための生涯学習の充実が必要

▶ 具体的施策① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

- ・教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進(教育総務課)
- ・進路指導の充実(教育総務課)
- ・発達の段階を踏まえた性に関する指導の適切な実施(教育総務課)
- ・DV、デートDV防止教育の実施(教育総務課)

▶ 具体的施策② 男女共同参画に向けた生涯学習の推進

- ・公民館等の社会教育施設を活用した学習機会の提供の充実(生涯学習課)
- ・職場における男女共同参画に関する学習機会の取組の促進(総務課、生涯学習課、農政産業課)
- ・ライフステージに応じた研修・講座の充実(総務課、生涯学習課)
- ・学習グループの育成、支援(生涯学習課)

基本目標 2 男女が共に参画する環境づくり

施策の基本的方向(1) 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

- ・「男女雇用機会均等法」をはじめ、関係法令等の周知・啓発に引き続き取り組んでいくことが必要
- ・非正規雇用の雇用環境の整備に向けた取組も必要
- ・子育てや介護支援を充実させながら、企業や町民、町が連携して仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めることが必要

▶ 具体的施策① 雇用等の分野における男女の均等な機会の推進

- ・調査等による実態把握(総務課)
- ・男女雇用機会均等法等の周知・啓発(総務課、農政産業課)
- ・非正規雇用における雇用環境の整備促進(総務課、農政産業課)
- ・労働に関する相談窓口の周知(総務課、農政産業課)
- ・セクシュアル・ハラスメントの防止対策の周知(総務課)

▶ 具体的施策② 就業や再就職・起業に対する支援

- ・就業、起業に関する相談・セミナー等の情報提供(総務課、農政産業課)
- ・女性のキャリアアップに関するセミナー等の情報提供(総務課、農政産業課)

▶ 具体的施策③ 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

- ・子育て支援策の充実（子育て支援課、健康福祉課）
- ・子育てに悩みや不安を抱える保護者に対する相談体制の充実(子育て支援課、健康福祉課、教育総務課)
- ・介護支援策の充実（健康福祉課）
- ・男性の子育てや介護への参画促進（総務課、子育て支援課、健康福祉課、生涯学習課）

▶ 具体的施策④ 男女の仕事と生活の調和の実現

- ・仕事と生活の調和に関する意識啓発(総務課、農政産業課)
- ・育児休業、介護休業制度等の周知及び取得促進(総務課、農政産業課)

施策の基本的方向(2) 女性の政策・方針決定への参画

- ・女性の政策・方針決定過程への参画は極めて重要であり、町が率先して女性の参画を進めるとともに、事業所、各種団体等へも協力を要請していくことが必要

▶ 具体的施策① 女性職員の採用・登用等の推進

- ・積極的な女性職員の採用、職域拡大及び登用(全庁)
- ・管理職等をはじめとする職員等への意識啓発(総務課)
- ・人材育成基本方針に基づく研修の充実(総務課)

▶ 具体的施策② 町の審議会等委員への女性の参画の推進

- ・推薦団体への協力要請(関係課)
- ・女性の学識経験者の登用(関係課)
- ・目標値や公募枠設定による審議会等委員への女性の登用促進(総務課、関係課)

▶ 具体的施策③ 公共的団体その他各種団体における女性の参画の促進

- ・公共的団体(農協、商工会等)に対する協力要請(総務課、関係課)
- ・町内各種団体に対する協力要請(総務課、関係課)

▶ 具体的施策④ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供

- ・女性の人材に関する情報の収集・整備・提供(総務課)
- ・女性の人材育成に関する埼玉県、関係機関等との連携(総務課)

施策の基本的方向(3) 地域社会活動への参画促進

- ・地域における政策、方針決定過程への女性の参画の拡大や、特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画により、地域社会活動に男女共同参画の視点を反映させることが必要
- ・防災に関する政策・方針決定過程及び被災時の避難所における男女のニーズの違いなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制が必要

▶ 具体的施策① 地域の活動における男女共同参画の促進

- ・固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しを進める意識啓発(総務課)
- ・行政区組織における男女共同参画の促進(総務課)

▶ 具体的施策② 防災活動における男女共同参画の促進

- ・男女共同参画の視点に立った地域防災計画・各種対応マニュアルの検討(全庁)
- ・女性や高齢者、障がい者等の視点を踏まえた地域防災活動の促進(総務課、健康福祉課)
- ・セミナー、出前講座等での意識啓発(総務課)

▶ 具体的施策③ 障がい者、外国人などの特別な配慮を必要とする人への支援

- ・講座、セミナー等における手話通訳者・要約筆記の確保(全庁)
- ・外国語講座や外国文化の紹介等の学習機会・情報提供(生涯学習課)
- ・国際交流の推進(生涯学習課)
- ・ユニバーサルデザインの推進(全庁)

基本目標 3 安心して暮らせる社会づくり

施策の基本的方向(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

(DV対策基本計画)

- ・女性に対する暴力を許さない社会的認識を徹底させるための意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、防犯対策の強化やDV防止等の意識啓発など、女性の人権を尊重した視点に立って、幅広い取組を進めることが必要

▶ 具体的施策① DVやデートDVなど女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ・DV、デートDV防止に係る広報・意識啓発・予防のための研修(総務課、教育総務課)
- ・DVが子どもに及ぼす影響に関する啓発(総務課、子育て支援課、教育総務課)
- ・埼玉県、関係機関等との連携(総務課、健康福祉課、関係課)

▶ 具体的施策② 安全・安心まちづくりの推進

- ・公共施設等の安全管理の推進(総務課、町民生活課、まち整備課、関係課)
- ・防犯対策の強化(総務課、教育総務課、関係課)

▶ 具体的施策③ DV被害者のための相談体制の整備

- ・暴力被害者の緊急時安全確保と対応(総務課、関係課)
- ・DV対策庁内連携会議の充実(総務課)
- ・相談体制の充実(総務課、健康福祉課、関係課)
- ・被害者等の届出手続きに関する支援(総務課、関係課)
- ・DV被害者の子どもに対する支援(要保護児童対策地域協議会)の充実(子育て支援課)
- ・被害者の自立に関する支援の充実(総務課、関係課)

▶ 具体的施策④ ハラスメント防止対策の推進

- ・町職員への防止対策の推進(総務課)
- ・ハラスメント防止に係る広報、意識啓発(総務課、教育総務課)

施策の基本的方向(2) ▶ 生涯を通じた健康づくり支援

- ・「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の視点が重要であり、全ての女性の生涯を通じた健康支援を推進するとともに、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を推進することが必要

▶ 具体的施策① 生涯を通じた男女の健康の保持増進

- ・生涯を通じた健康の保持増進のための健康相談、普及啓発、健康診査・指導等の推進(健康福祉課)
- ・男女のライフステージに合わせた健康づくり支援(健康福祉課)

▶ 具体的施策② 健康を脅かす問題についての対策の推進

- ・HIV／エイズや、子宮頸部がんの原因となるHPVへの感染をはじめとする性感染症等への対策の推進(健康福祉課)
- ・学校における性感染症に関する教育の推進(健康福祉課、教育総務課)

▶ 具体的施策③ 性差に応じた健康支援の推進

- ・性差に応じた各種検診の普及啓発(健康福祉課)
- ・生活習慣病予防対策の推進(健康福祉課)
- ・メンタルヘルス対策の推進(総務課、健康福祉課)

▶ 具体的施策④ 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の推進

- ・スポーツ、レクリエーション団体の育成・充実(生涯学習課)
- ・女性指導者の育成(生涯学習課)
- ・各種団体の役員等への女性の積極的な登用促進(生涯学習課)

■第5章 計画の推進

1 総合的な推進体制の整備

(1) 庁内推進体制の整備

①職員の研修機会等の充実

行政に携わる全ての町職員が男女共同参画の視点を養うことができるように、研修機会や情報提供の充実を図る。

②推進体制の強化

計画の着実な実行のため、川島町男女共同参画推進委員会のより良い運営や、時代の流れに合わせ、川島町男女共同参画によるまちづくり条例の改正の検討を行う。

③庁内推進体制の整備

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を進めることができるよう、庁内推進体制の整備を図る。

(2) 計画の進捗状況の管理

策定した計画の進捗状況の管理を行う。

進捗の管理にあたっては、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本に、年度ごとに「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（評価）」「Action（改善）」のサイクルで行う。

2 関係機関等の連携体制の構築

(1) 国、埼玉県、近隣市町村との連携

各種施策の実施に関する相談や情報、研修機会の提供など、国や埼玉県が設置している機関との連携体制を構築

(2) 町民、事業者、民間団体との連携

男女共同参画に関する取組を行う町民、事業者、民間団体の情報を把握し、連携を図る。